

# サステナビリティへの取組み

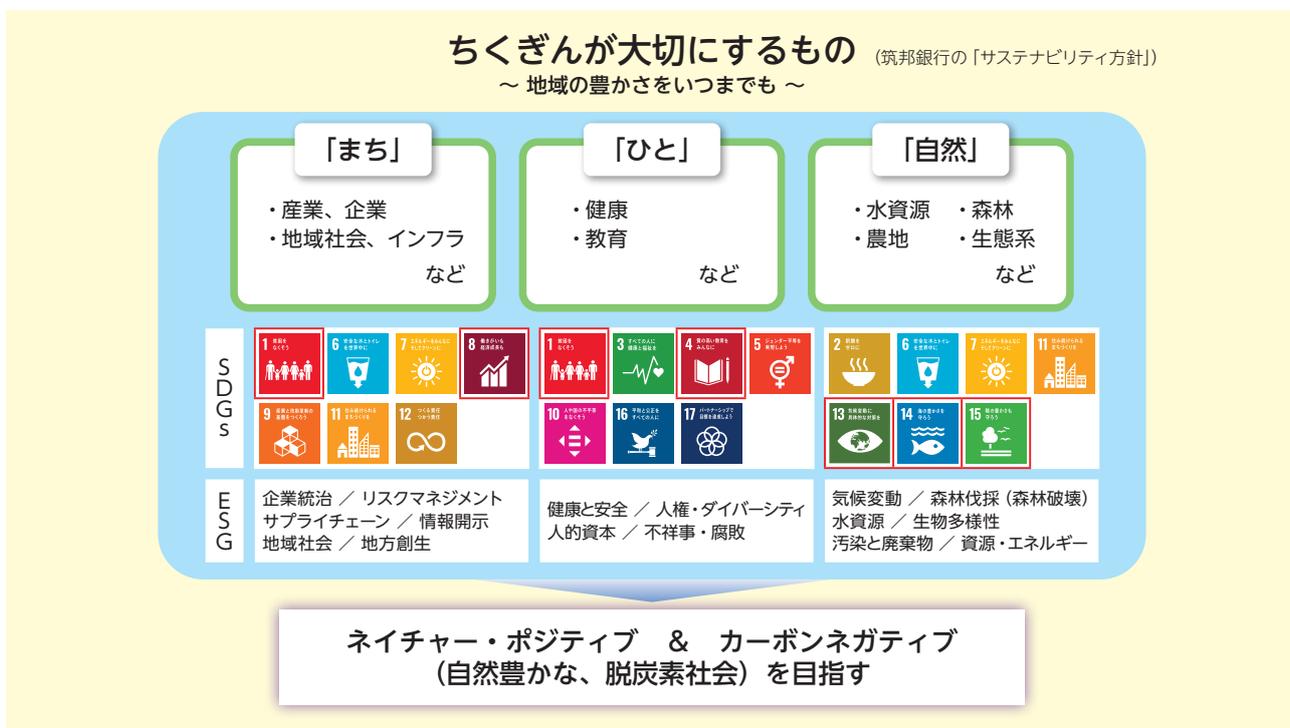
## サステナビリティへの取組み

### ■サステナビリティ方針について

当行は、経営理念において「地域社会の持続的な発展する」ことを掲げ、2020年7月に公表した「筑邦銀行SDGs宣言」に基づき、環境関連融資やSDGs私募債の引受け等さまざまな活動を通じて、地域のサステナビリティを高める取組みを実践しています。

当行は、気候変動をはじめ、生物多様性、人権等、多様なサステナビリティ課題を幅広く捉えていくため、下記のコンセプトのもとサステナビリティ方針を定め、中長期的な企業価値向上の観点から積極的に取組んでまいります。

【コンセプト】 筑邦銀行は、「地域の豊かさをいつまでも」持続させていくために、「まち」・「ひと」・「自然」を大切に、自然豊かな、脱炭素社会を目指します。



(ご参考)

ネイチャー・ポジティブ 自然に良い影響を及ぼす取組みにより、生物多様性の喪失に歯止めをかけ、回復させていくこと

カーボンネガティブ 政府が2050年に目標とする「カーボンニュートラル」(二酸化炭素排出実質ゼロ) に向かい、更に二酸化炭素排出を実質マイナスとする「カーボンネガティブ」を目指していくこと

### 【サステナビリティ方針】

筑邦銀行(以下、当行)は、経営理念のもと、すべての人々がゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を安定的に維持する、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

1. 地域課題への取組み(「まち」)  
お客さまや地域の課題解決を支援することで、地域社会の持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値の向上を追求します。
2. 人間性ゆたかな社会への取組み(「ひと」)  
人権が尊重され、健康でいきいきとした、人間的に魅力ある地域社会の実現に向けて、正しい倫理観に則った誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
3. 持続可能な社会づくりへの取組み(「自然」)  
当行の存立基盤である地域社会の繁栄は、ゆたかな自然環境の恩恵を受け、地球環境の持続可能性のうえに成り立っていることを理解し、気候変動や生物多様性等の自然環境に関する問題に対するお客さまや地域の取組みを積極的に支援します。また、当行の企業活動によって生じる環境負荷の低減に取組みます。
4. 普及・拡大への取組み  
当行は、地域全体が持続可能な社会となるようお客さまや地域との対話を深め、お客さまとともに成長できる最良のパートナーとなるよう活動の輪を広げます。

## 気候変動への対応

### ■TCFD提言への取り組み

近年、世界各地において異常気象等に起因する被害が甚大化しており、当行が基盤とする福岡県においても豪雨・浸水による被害が頻発するなど、気候変動リスクへの対応は企業経営及び地域経済にとって大きな課題となっています。

当行は、SDGsのうち重点的に取り組む6項目の一つとして「13.気候変動に具体的な対策を」を掲げておりますが、2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言（※）への賛同を表明いたしました。

当行は、気候変動が地域のお客さまや当行にもたらすリスクと機会を想定しながら、お客さまの気候変動対応への取り組みを支援していくとともに、TCFD提言に沿った態勢整備や気候変動に関する情報開示の充実に努めてまいります。

（※）TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言

金融安定理事会（FSB）により設置されたTCFDが2017年6月に公表した提言。企業等に対し、気候変動の「リスク」と「機会」がもたらす影響について、投資家等のステークホルダーに開示することを推奨している。

項目	取り組み内容
ガバナンス	○頭取を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、気候変動問題をはじめとするサステナビリティに関する事項について協議を行い、取締役会に報告・監督を受ける体制を構築しています。
戦略	○当行は「サステナビリティ方針」を制定し、持続可能な地域社会の実現に向け、気候変動を含むサステナビリティに関する諸課題を重要な経営課題と認識し、機会およびリスクの両面から取り組みを進めてまいります。 <b>【機会】</b> ○脱炭素社会への移行に必要な再生可能エネルギーをはじめとする気候変動の緩和・適応に資する事業やイノベーションが事業機会になると認識しており、再生可能エネルギー事業や省エネ・効率化に向けた設備導入等に対するファイナンスやお客さまの脱炭素化への取り組みを支援するコンサルティング提供等のビジネス機会の増加を想定しています。 <b>【リスクおよびシナリオ分析】</b> ○気候変動リスクとして物理的リスクと移行リスクを認識しており、当行の事業活動への直接的な影響とお客さまが影響を受けることによる間接的な影響の両方に対応する必要があります。 ・物理的リスクについては、気候変動によってもたらされる当行のお取引先の事業活動への影響および業況の変化等による信用リスクや、当行の営業店舗の損壊等によるオペレーショナルリスクを想定しています。 ・移行リスクについては、気候関連の規制強化等への対応など、脱炭素社会への移行の影響を受ける融資先に対する信用リスクの増大等を想定しています。 ○今後、気候変動に関する物理的リスクと移行リスクが与信ポートフォリオに及ぼす影響を把握するため、シナリオ分析の実施を検討してまいります。
リスク管理	○気候変動による移行リスクおよび物理的リスクが、当行の事業活動・財務内容等に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。 ○今後、当該リスクにかかる影響を把握・分析するとともに、統合的リスク管理の枠組みにおける管理態勢の構築を検討してまいります。
指標と目標	○政府は、2050年カーボンニュートラルの長期目標と統合的な目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度対比46%削減を目指すことを宣言しています。当行においても、政府の目標に沿って、CO <sub>2</sub> の削減を進めてまいります。